

[お知らせ]

平成29年4月分(5月引去り分) から医師国保組合の保険料が改定されます

平成29年度 岩手県医師国民健康保険組合の保険料額表

第1種組合員		平成28年度 月額	(増額)	平成29年度 月額
	基礎賦課額平等割額	24,500 円	(500 円)	25,000 円
基礎賦課額所得割額 ※1	(前年度課税標準額の) 1000分の4÷		(前年度課税標準額の) 1000分の4÷12	
後期高齢者支援金等賦課額	3,700 円	(600 円)	4,300 円	
介護納付金賦課額 ※2	4,200 円	(400 円)	4,600 円	

第1種家族		平成28年度 月額	(増額)	平成29年度 月額
	基礎賦課額均等割額	10,000 円	(500 円)	10,500 円
後期高齢者支援金等賦課額	3,700 円	(600 円)	4,300 円	
介護納付金賦課額 ※2	4,200 円	(400 円)	4,600 円	

第2種組合員		平成28年度 月額	(増額)	平成29年度 月額
	基礎賦課額平等割額	12,500 円	(500 円)	13,000 円
後期高齢者支援金等賦課額	3,700 円	(600 円)	4,300 円	
介護納付金賦課額 ※2	4,200 円	(400 円)	4,600 円	

第2種家族		平成28年度 月額	(増額)	平成29年度 月額
	基礎賦課額均等割額	2,500 円	(500 円)	3,000 円
後期高齢者支援金等賦課額	3,700 円	(600 円)	4,300 円	
介護納付金賦課額 ※2	4,200 円	(400 円)	4,600 円	

後期高齢者組合員基礎賦課額 (75歳以上の組合員)	平成28年度 月額	(増額)	平成29年度 月額
	4,500 円	(0 円)	4,500 円

※1 平成29年度の第1種組合員の所得割額は前年度における住民税の課税標準額に1,000分の4を乗じ、12で除して得た額。ただし、課税標準額が8,000万円を超える場合は8,000万円とし、算出額の100円未満は切り捨てます。(月最高額 26,600円。)

※2 介護納付金賦課額は、介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)に賦課されます。65歳以上の介護保険第1号被保険者は市町村に直接納付となります。

岩手県医師国民健康保険組合